

国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282 (22) 4131

国民年金保険料追納制度

国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間(以下、「免除・猶予承認期間」とします)があると、全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

追納制度とは、免除・猶予承認期間分の保険料を、後から納付することができる制度です。追納で保険料を納付すると、追納した期間分は、将来受け取る年金額を、全額納付した場合と同額にすることができます。

また、納めた国民年金の保険

料は、確定申告の際に社会保険料控除の対象になります。

※老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

■追納が可能な期間

納付する月の前10年以内の免除・猶予承認期間分の保険料(例) 令和7年7月に納付できる保険料は平成27年7月以降の免除・猶予承認期間の分です。

※追納申請から納付書が届くまで時間がかかりますので余裕をもって申請してください。

■追納する場合はお早めに

追納は基本的に免除・猶予承認期間のうち古いものから申請することになっています。

また、免除・猶予承認期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過した年数に応じて加算額が上乘せされますので、お早めの追納をお勧めします。

■申し込み・問い合わせ先

市民課または年金事務所

年金手帳及び基礎年金番号 通知書の再交付

年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失・破損したときは、申請することで再交付を受けることができます。年金手帳は令和4年に廃止されたため、再交付を申請すると基礎年金番号通知書が発行されます。

■申し込み・問い合わせ先

国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者

市民課または年金事務所

※市民課で申請した場合、交付までに1~1ヶ月半かかります。お急ぎの場合は年金事務所での申請をお勧めします。

厚生年金被保険者

勤務する事業所または事業所の所在地を管轄する年金事務所
厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方(国民年金第3号被保険者)

配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所

国民健康保険被保険者証が更新されます

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっています。

8月1日以降お使いいただくものは、7月18日以降に発送し、7月中に世帯主の方に送付します。現在お使いの被保険者証は、8月1日以降に市民課へご返却いただくか、またはご自身で破棄してください。

マイナ保険証をお持ちの方

資格情報のお知らせが届きます。マイナ保険証で医療機関等を受診してください。資格情報のお知らせ単体では使用できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書が届きます。資格確認書を医療機関等の窓口提示することで、これまでどおり使用ができます。

臓器提供意思表示について

資格確認書の様式裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています(資格情報のお知らせにはありません)。臓器提供に関する意思の記入は任意ですが、記入の有無に関わらず、「個人情報保護シール」を貼ってご使用ください。

国民健康保険資格確認書・

資格情報のお知らせの窓口交付

資格確認書・資格情報のお知らせを送付する7月下旬に、仕事や旅行などで長期不在になる場合、事前にお申し込みをいただければ、郵送ではなく直接市民課保険年金グループの窓口で交付します。

※世帯全員分の対応となり、個人分のみ交付することはできません。

■申込締切 7月11日(金)

■交付期間 7月22日(火)~7月31日(木)

■受け取りに必要なもの

本人確認書類(運転免許証など)、印鑑

■申し込み・問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895